平成 25 年２月 26 日

各　位

会 社 名　　日本和装ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　吉田重久
（コード番号：2499　東証第二部）
問合せ先　　常務取締役管理本部長　　菅野泰弘
（ TEL. 03－3216－0070）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 25 年３月 27 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の目的

①目的の追加

株式会社メインステージは、着物モデル専門の人材紹介事業を行うことを目的に設立され、平成 24 年４月 27 日に子会社化いたしました。これに伴い当該子会社が営んでいる事業内容に合わせ、当社定款に子会社の当該事業目的を追加するものです。

②単元株制度の導入

当社は、平成 25 年２月 26 日開催の取締役会において、１株を 100 株に分割するとともに、１単元の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第６条（発行可能株式総数）の変更及び第７条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、変更案第８条（単元未満株式についての権利）及び第９条（単元未満株式の売渡請求）を新設するものです。

③役付取締役の変更

当社は、取締役社長の業務の執行を補佐し、これを分掌する者として専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができることとしておりますが、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役の中から取締役副社長を選定できるようにするものです。

④社外取締役及び社外監査役の責任免除

社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、広く適任者を得られるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を会社法で定める範囲で予め限定する契約を締結できるようにするものです。

なお、社外取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑤変更案第８条及び第９条の新設の効力発生日を定めるため、附則を変更するものです。

⑥その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものです。

２．変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 25 年３月 27 日

３．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変　更　案
（目的）	（目的）
第２条　（条文省略）	第２条　（現行どおり）
1.～10.　（条文省略）	1.～10.　（現行どおり）
（新設）	11.　モデルエージェンシー事業
（新設）	12.　モデルの育成並びにマネジメント事業
11.～14.　（条文省略）	13.～16.　（現行どおり）
（新設）	（単元未満株式についての権利）
	第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	（１）　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
	（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
	（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
	（４）　次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の売渡請求）
	第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求することができる。
第８条～第２０条　（条文省略）	第１０条～第２２条　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第２１条　（条文省略）	第２３条　（現行どおり）

現行定款	変　更　案
2　取締役会の決議によって、取締役社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	2　取締役会の決議によって、取締役社長１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
3　取締役社長は、業務の執行を統括し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。	3　取締役社長は、業務の執行を統括し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。
第２２条～第２７条　（条文省略）	第２４条～第２９条　（現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第３０条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第２８条～第３６条　（条文省略）	第３１条～第３９条　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第４０条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第３７条～第４３条　（条文省略）	第４１条～第４７条　（現行どおり）
附則　第６条の変更並びに第７条の新設及びそれに伴う条文の繰り下げは、平成 25 年７月１日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。	附則　第６条の変更並びに第７条、第８条、第９条の新設及びそれに伴う条文の繰り下げは、平成 25 年７月１日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

以　上